

# 業務指示書

## バングラデシュ国ダッカ地下変電所建設事業案件実施促進支援【有償勘定技術支援】

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年3月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年3月12日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力セクターに係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

若手加点の対象とする。

若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地下変電所基礎的設計レビュー）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：変電所に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
  
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地下変電所機器・レイアウト基礎的設計レビュー】

- 1) 類似業務の経験：変電所機器に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年3月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.318350

円, US\$1 = 108.877000

円, EUR1 = 134.915000

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／地下変電所基礎的設計レビュー  
地下変電所機器・レイアウト基礎的設計レビュー

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.30 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年4月2日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

バングラデシュ国ダッカ地下変電所建設事業案件実施促進支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地下変電所基礎的設計レビュー	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地下変電所機器・レイアウト基礎的設計レビュー	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

バングラデシュは、約6%の堅調なGDP成長に伴い、電力需要が拡大、今後7年間で11,000MW以上の電源開発を行う必要があると言われていたとともに、急激な需要増加に対応する送変電ネットワークの拡充が喫緊の課題となっている。

とりわけ同国の経済、産業の中心である首都ダッカでは、近年の経済活動の活発化（高層オフィスビルの建設ラッシュ等）に伴い電力需要が、北部で2015年の880MWから2030年には4,550MWへ、南部では1,470MWから6,843MWへと、急激な拡大が見込まれている。

電力需要の増大に伴い変電容量の拡充も必要になっており、北部では2030年に最大9,618MVAまで、南部では8,554MVAまで拡充が必要な状況にある。

併せてダッカの人口密度は世界有数で、特に経済活動が活発なダッカ首都圏（Dhaka Metropolitan Area）では人口増加率も高く、これら送変電、配電設備の増・新設に際し、土地価格高騰と用地取得の困難が大きな阻害要因となっている。

かかる状況下、地上部の有効活用も念頭に置いた上、新たな電力需要に対応する変電、送・配電網の整備拡充を図るため、バングラデシュ政府は「ダッカ地下変電所建設事業」（以下、「本事業」）に対する円借款供与を我が国に要請、2017年4月に日本政府より事前通報、2017年6月にL/Aを調印したところにある。

本事業の概要としては以下の通り。

- ① 首都ダッカにおける既存変電所の地下に冷却装置含む地下変電所2か所（グルシヤン変電所及びカウランバザール変電所）
- ② 地下送電用洞道・配電用洞道及び立坑の建設
- ③ 地下変電所電気設備（132/33kVガス絶縁変圧器他）
- ④ 地中送電線（グルシヤン変電所約3km、カウランバザール変電所約2km）敷設
- ⑤ 配電線敷設
- ⑥ コンサルティングサービス（施工監理）

本事業は、地下変電所を建設するものであるが、地上部に実施機関であるダッカ電力供給会社（DESCO）及びダッカ配電公社（DPDC）がそれぞれ構造物を建設予定である。DESCO、DPDCはこの上部構造物を地下変電所と協調した構造物としたい方針で、今回の「ダッカ地下変電所建設事業案件実施促進支援【有償勘定技術支援】」（以下、「本業務」）は、この方針の実施をサポートすることを目的としている。

上記目的達成にあたっては、DESCO、DPDCが独自に実施する上部の構造物の設計の際に、地下変電所の基礎的設計を元に、地下変電所と上部構造物が特に建築強度・構造計算の観点から問題のないことを確保することが最も重要な業務となる。なお、地下変電

所部分は、JICAにて実施した情報収集・確認調査の中で基礎的設計まで実施している。加えて、これらの業務の推進に必要な各種情報提供、進捗状況のモニタリングを含む調整及び助言を行うものである。また、本事業実施の障壁ともなりうるダッカ都市開発庁（RAJUK）への建築許可申請（地下変電所と地上構造物をまとめて申請する必要がある）手続きに係る支援を本事業の施工監理コンサルタントが DESCO 及び DPDC に対し遅滞なく実施できるよう、事前に必要な情報収集についても行う。

本業務は、バングラデシュにおいて初めてとなる地下変電所建設事業を、円滑且つ迅速に進めるため、有償勘定技術支援として実施するものである。

## 2. 業務の概要

本業務は、DESCO、DPDC の方針である上下構造物の設計協調を実現し、本事業を円滑且つ迅速に進めるため、施工監理コンサルタントが DESCO 及び DPDC によりそれぞれ備上され、同コンサルタントに本業務支援内容の引き継ぎが完了するまでの期間、DESCO 及び DPDC に対して以下内容の支援を行う。

- 1) DESCO、DPDC（それぞれが雇用予定（2018年3～5月頃目途）の現地設計事務所含む）実施の上部構造物基本設計（現地設計事務所により地下変電所との設計協調のもと、本業務期間中に DESCO 及び DPDC が作成予定）における構造計算、図面等の確認、及び地下変電所の基礎的設計を踏まえた修正案を提言する。
- 2) 上記1)で実施された DESCO、DPDC（それぞれが雇用予定の現地設計事務所含む）実施の上部構造物設計の修正の内容を、地下変電所設計を実施する施工監理コンサルタントに適切にフィードバックを行う。
- 3) 施工監理コンサルタントが実施する地下変電所各種設計（冷却装置・地下送電用洞道・配電用洞道及び立坑・電気設備・地中送配電線等）に基づき、再度上部構造物の設計で適切に設計協調が取られるよう修正案を DESCO 及び DPDC に提言する。
- 4) 建築許可申請において必要となる上部構造物設計で留意すべき電気設備の技術基準、ビルディングコード、建築許可申請の内容及び手続きと申請等に必要なりードタイムについて情報収集を行う。
- 5) 上部構造物と地下変電所の建設及び建築許可申請上留意すべき環境社会配慮事項の確認

## 3. 業務の目的

DESCO、DPDC は上下構造物の設計協調のもと本事業を進める方針であるため、本業務は、上記概要に示した支援を実施することにより、本事業を効果的、効率的に実施促進することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

「2. 業務の概要」で示された案件について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 事業関係者との連携

本事業はバングラデシュ初の地下変電所建設である。本業務においては、DESCO 及び DPDC のみならず、両実施機関が独自に雇用する現地設計事務所、建築許可申請受付機関である RAJUK、その他関係省庁と十分な意志疎通を行うこと。また、業務の過程においては随時十分に JICA と協議すること。

##### (2) 関連事業のレビュー

実施中の有償資金協力事業「ダッカ都市交通網整備事業 (I) (II)」においては、ダッカ市街における地下空間有効活用を行っており、本事業と一部類似した枠組みとなっていることから、関係省庁との折衝、能力強化施策等の実績・教訓を十分に調査・確認し、本業務の実施に役立てること。

##### (3) 本業務にて作成される成果品の位置付け

本業務にて作成される成果品は、DESCO、DPDC による本事業の計画策定、上部構造物設計及び本事業の施工監理コンサルタント業務に活用されることを想定している。

##### (4) 本事業の施工監理コンサルタントとの引き継ぎ

本業務の実施結果は、DESCO、DPDC により本事業の施工監理コンサルタントが雇用され次第速やかに引継ぎ、完結させること。

#### 6. 業務の内容

「3. 業務の目的」、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、以下の業務を実施する。実施にあたっては、適切な技術移転が図られるよう本事業カウンターパートと密に連携すること。

##### (1) 業務の内容及び手順

##### ステップ1：現状調査、実施機関との設計方針協議及び適用される法令・規制の確認

- 1) 本事業における地中送配電線整備についての情報収集及び計画案作成：

2017年にJICAにて実施した情報収集・確認調査にて基礎的設計が行われているため、この調査のレビューを行うとともに、地下変電所建設に伴う送配電ネットワーク整備計画、電源変電所の運用開始時期を確認する。加えて、本事業実施に必要な既設設備及び近隣配電線切り替えに係るDESCO、DPDCの既存計画や検討状況を確認する。なお、JICA実施の情報収集・確認調査の結果はDESCO、DPDCにも共有されており、現地設計事務所にもかかる情報が提供される予定である。

- 2) 上部構造物と地下変電所にかかる情報収集（関連資料・規制のレビュー）：  
地下変電所と上部建物の建設に係るバングラデシュ国における電気設備の技術基準、ビルディングコード、建築許可申請の内容及び手続きと申請等に必要なりードタイムについて確認する。
- 3) 上部構造物設計を実施するDESCO、DPDCと設計協調にかかる基本方針の確認：  
地下構造物設計と上部構造物のレイアウト案（DESCO及びDPDCが雇用する現地設計事務所（DESCOは2018年3月頃、DPDCは5月頃雇用予定）にて作成予定の上部構造物設計）を照らし合わせ、設計方針（上部建物のビルエントランス等の位置、用途等の基本事項の確認）、設計上の考慮事項について、DESCO、DPDCに対し助言する。
- 4) 上部構造物及び地下変電所建設に係る環境社会配慮事項の確認及び関係省庁からの情報収集：  
環境社会配慮事項について、本事業にかかるEIAの承認及び実施状況の確認と、本事業実施に伴う防災・排水等、上部ビル建設を含めた環境社会配慮面での追加検討事項の洗い出しを実施する。また、適用工法の制限事項や環境社会配慮面での追加要求事項等についてもRAJUK及び関係省庁から情報収集を行う。

## ステップ2：上部構造物設計ドラフトについての設計レビュー

- 5) 地下変電所の運用と設計の観点から、上部構造物基本設計（階数、フロア用途）のレビュー及び構造に関する助言：  
JICAにて実施した情報収集・確認調査における地下変電所の基礎的設計に基づき、地下変電所の運用と設計の観点から、実施機関が作成した上部構造物設計案をレビューし、影響有無を確認する。影響があると認められた場合は、上部建物構造の変更を提案し全体設計との協調を図る。特に上部建物構造の使い勝手と、変電所特有機能（重量物搬入、冷却設備の設置）との設計ミスマッチ、避難経路等法令適合に必要な設計条件について確認する。

## ステップ3：本事業の施工監理コンサルタントへの引き継ぎ

- 6) 上記ステップ1～2で実施した業務内容について、本事業の施工監理コンサルタントへ引き継ぎを行う。特に、本業務による助言に基づき設計された上部構造物について、地下変電所設計で留意すべき事項について入念に引き継ぎを行う。

### (2) 各業務従事者による想定作業分担

業務従事者（案）	想定業務内容（案）※
総括/地下変電所基礎的設計レビュー	1, 2, 3, 5, 6
地下変電所機器技術・冷却設計・レイアウト基礎的設計レビュー	1, 2, 3, 5, 6
上部構造物設計検証	1, 2, 3, 4, 5, 6
環境社会配慮	3, 4, 6
（現地再委託を想定している業務）	上部構造物図面修正、送配電線路調査（土木・技術調査）、消防法・建築基準等各種法令に係る情報収集・検討、環境社会配慮情報収集補助等

※表中の番号は、6.（1）以下の番号と対応、片カッコは省略。

（3）上記6.（1）における本業務と DESCO・DPDC 雇用の現地設計事務所との役割分担

本業務コンサルタントと DESCO・DPDC 雇用の上部構造物設計を行う現地設計事務所は、相互に情報共有しつつ、地下変電所及び上部構造物について設計協調を図っていく必要があるが、主な役割分担としては下表のとおり。

	本業務コンサルタント	現地設計事務所 (DESCO・DPDC 雇用)
建築設計図	作成支援	主担当
構造設計書	作成支援	主担当
地下変電所各種設計	本業務コンサルタントは施工監理コンサルタントに対し、地下構造物設計に際し、考慮すべき上部構造物設計に係る留意事項をフィードバックする。 注) 施工監理コンサルが地下変電所各種設計に係る主担当。	N/A

#### （5）本邦研修

バングラデシュ関係機関に対し、以下のとおり本邦研修を実施する。詳細については、実施前に JICA との打ち合わせ簿により決定する。実施に当たっては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（国際協力機構調達部、2017 年 6 月）」を参照すること。

## 1) 目的

地下変電所及び上部構造物で活用されている本邦技術について具体的な理解を深めるとともに、基本的な設計・施工・管理方法ならびに地下構造物や上部構造物の建築許可申請手法と注意点について学ぶ

## 2) 研修内容概要

- 地下変電所の構造と上部構造物との取り合い部分についての講義・現地視察
- 地下変電所上部活用事例（商業ビル・オフィス）と構造上の設計協調についての講義・現地視察
- 本邦企業が技術優位性を持つ GIT (Gas Insulated Transformer) 及び GIS (Gas Insulated Switchgear) についての講義・現地視察及び製造業者との意見交換
- 地下変電所と上部構造物間で設計協調が必要な防水構造、排水設備（水受け、ポンプ）、防災設備についての現地視察
- 地下変電所内作業の制約、重量物搬送に関する講義・現地視察
- 地下空間有効活用の事例紹介及び地下洞道の構造及び設置位置についての講義・現地視察
- 他者が所有する土地において地下変電所を導入する事例の視察（今後、ダッカでは送変電会社が所有権を有しない土地で地下変電所を導入する可能性があるため）

## 3) 対象者・期間・時期・プログラム等

本事業の実施機関である DESCO、DPDC に加え、建築許認可機関である RAJUK 等から 10 名程度、14 日前後の期間で 7 月上旬～中旬（想定）に 1 回実施する。本邦プログラムの内容は上記目的を踏まえ、プロポーザルにて提案すること。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書

「4. 業務の範囲」に記載されている成果の達成内容については、以下の提出物を以って確認する。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。成果品の使用権は JICA に帰属し、JICA の許可なく他に引用または転用してはならない。また、成果品の記載事項及び提出時期等は以下のとおりとする。なお、契約上の成果品はプロジェクト業務完了報告書とし、その提出期限は 2018 年 12 月下旬とする。

### 1) ワークプラン

記載事項： 業務の背景、業務の目的、業務の実施方針、業務の内容と実施方法、作業計画、業務従事者の構成と各従事者の担当作業及び作業期間、バングラデシュ関係者への依頼事項、ファイナル・レポート目次案

部数： 英文 10 部（簡易製本）、電子ファイル (Word, PDF)

提出時期： 契約日から起算して 10 営業日以内

### 2) モニタリングシート

記載事項： 中間時点までの調査結果（各種情報収集、送配電ネットワーク整備計

- 画 RAJUK 等との協議、上部構造物基本設計方針検討の結果)
- 部数： 英文 10 部（簡易製本）、電子ファイル (Word, PDF)  
提出時期： 2018 年 7 月下旬
- 3) モニタリングサマリー  
記載事項： 全ての業務結果  
部数： 英文 10 部（簡易製本）、電子ファイル (Word, PDF)  
提出時期： 2018 年 10 月中旬
- 4) プロジェクト業務完了報告書  
記載事項： JICA のコメントを踏まえたすべての業務結果（各種情報収集結果、建築設計図・構造設計書レビュー結果、その他建築許可申請に必要な情報、施工監理コンサルタントに伝達すべき地下変電所設計上留意すべき上部構造物に係留意事項含む）  
部数： 和文要約 5 部、英文 10 部、電子ファイル (Word, PDF)  
提出時期： 2018 年 12 月下旬

## （2）報告書の作成・印刷仕様

すべての報告書の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

## （3）収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で業務終了後、電子データを JICA に提出する。

## （4）その他提出物

### 1) 議事録等

バングラデシュ関係機関との面談及び各報告書説明・協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する (Word)。また、JICA バングラデシュ事務所及び JICA が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑応答内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること (Word)。

### 2) コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

### 3) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各報告書は、バングラデシュ関係機関への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各報告書表紙の裏面には、業務時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各英文レポートには要約を加えること。ファイナル・レポートについては、業務結果の概要を 3~5 ページ程度に取り纏めること。
- 5) 報告書全体と通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 6) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。
- 7) ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートについては、本事業で雇用予定の本体コンサルタントにおいても活用予定であることから、特に技術・事業面に係る検討・助言結果を中心に、これまでの支援を通じて得られた教訓をわかりやすく整理したものとする。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

2018年4月より業務を開始し、2019年1月下旬を終了の目途とする。2018年12月下旬までにプロジェクト業務完了報告書を作成、提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 21.50M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

- 1) 総括/地下変電所基礎的設計レビュー（3号）
- 2) 地下変電所機器等基礎的設計レビュー（3号）
- 3) 上部構造物基礎的設計レビュー
- 4) 環境社会配慮

#### 3. 相手国の便宜供与

- 1) 現地作業オフィスの提供（作業オフィスに対する安全対策含む）  
※但し、DPDCについては物理的に作業オフィス自体の提供が困難。
- 2) 本業務カウンターパートの選定

#### 4. 関連資料

##### 1) 閲覧資料：

バングラデシュ国ダッカ都市交通網整備事業準備調査（フェーズ I）報告書（JICA）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253203.html>

##### 2) 貸与資料：以下にご連絡下さい。

バングラデシュ国ダッカ地下変電所に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート  
（JICA）

バングラデシュ国ダッカ都市交通網整備事業準備調査（フェーズ II）報告書  
南アジア部南アジア第四課 - [4rtd4@jica.go.jp](mailto:4rtd4@jica.go.jp), 03-5225-8677

#### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材についてはプロポーザルにて提案すること。

#### 6. その他の留意事項

##### (1) 安全管理

- 1) 現地調査/業務の実施に際しては、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、これらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICA の承認を得ること。

(渡航前)

- ① JICA が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず 1-2 名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。
- ② JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- ④ JICA 事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により JICA に提出すること。併せて、ダッカ出入国便も含めてバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。

(渡航後)

- ⑤ バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。
- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチーム毎に無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること
  - 3) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならぬよう、経費の扱いを含めて必要な規定を盛り込んでおくこと。
  - 4) 現地調査/業務期間中は、現地の治安状況について安全管理を所掌する JICA バングラデシュ事務所より十分に情報収集を行い、連絡を密にとること。また、バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所に報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよ

う留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

- 5) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、以下方法により実費清算する。
  - ① ホテルの宿泊の領収書（原本）等に基づき、JICA 所定の宿泊費確認表により、業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊費について JICA バングラデシュ事務所の確認を受け、打合簿を取り交す。
  - ② コンサルタント等は、清算時には上記打合簿（写）を添付の上、JICA 所定の清算報告明細書により業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊費を記載（基準単価による宿泊費とは区別して記載）して請求する。なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて清算を行うこと。
- 6) 執務室についても、JICA の安全基準を満たす必要があるたえ、確保に際しては JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、実施機関の提供する施設等であっても防護措置等を追加的に講じることが必要となる可能性がある。必要経費は、バングラデシュ事務所が承認したものについて契約変更を行うものとする。
- 7) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- 8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。なお、現地の治安状況に照らして安全確保のために当初想定していない経費が発生すると認められるものについては、その必要性と金額を打合簿にて確認した上で、契約変更を行うものとする。

## （2）宿泊料

宿泊料が JICA 基準単価を超過する場合は実費清算するが、清算は JICA 積算単価を使って格付けに基づいて行うこととする。

## （3）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

